

商品概要説明書

大口定期預金

(株) 清水銀行
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (大口定期預金)
2. 販売対象	・法人および個人のお客さま
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・満期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ・定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。この場合は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続されます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 ・現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・1 千万円以上 ・1 円単位
5. 金利情報の 入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
6. 払戻方法	・元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・預入期間 2 年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 ・預入期間 2 年以上のものは、中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払いします。 中間利払日は、預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日とし、約定利率の 70% を中間利払利率(小数点第 4 位以下切捨て)として計算します。 中間利払利率 = 約定利率 × 70% ・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割で計算します。 ・法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。 ・個人のお客さまは 20.315% の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※子利所得に係る税率は、原則 20%(国税 15%、地方税 5%)ですが、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、所得税額(国税 15%)に対して 2.1% の復興特別所得税が付加されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることはできません。 ・マル優のお取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別紙の中途解約利率により計算した利息とともにお支払いします。 別紙の利率により計算した利息額と、すでにお支払いした中間払利息支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息額の合計額)との差額を清算します。
11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金(決済用の預金を除く)と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。

商品概要説明書

大口定期預金

(株) 清水銀行
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

12. その他参考となる 事項	・ 証書式、通帳式での取扱ができます。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算 します。
13. 契約している 指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772